

# 治験審査委員会取扱い手順書

## 埼玉医科大学病院

初版	1987年	4月	1日
改訂第 2 版	1989年	4月	1日
改訂第 3 版	1991年	10月	1日
改訂第 4 版	1997年	4月	1日
改訂第 5 版	1999年	4月	1日
改訂第 6 版	2000年	6月	1日
改訂第 7 版	2003年	12月	1日
改訂第 8 版	2004年	8月	1日
改訂第 9 版	2005年	5月	17日
改訂第 10 版	2006年	10月	31日
改訂第 11 版	2007年	11月	20日
改訂第 12 版	2008年	5月	27日
改訂第 13 版	2011年	10月	25日
改訂第 14 版	2012年	9月	25日
改訂第 15 版	2014年	3月	25日
改訂第 15.1 版	2014年	7月	22日
改訂第 16 版	2017年	5月	23日
改訂第 17 版	2020年	4月	6日
改訂第 18 版	2022年	7月	26日

## 本手順書の構成

### 第1章 治験審査委員会

- 第1条 (目的と適用範囲)
- 第2条 (治験審査委員会の責務)
- 第3条 (治験審査委員会の設置及び構成)
- 第4条 (治験審査委員会の業務)
- 第5条 (治験審査委員会の運営)

### 第2章 治験審査委員会事務局

- 第6条 (治験審査委員会事務局の設置及び業務)

### 第3章 記録の保存

- 第7条 (記録の保存責任者)
- 第8条 (記録の保存期間)

## 書式

本手順書において使用する書式は、最新の「治験の依頼等に係る統一書式」(企業治験・製造販売後臨床試験)を用いる。なお、再生医療等製品治験で使用する書式は、医薬品・医療機器用の統一書式を準用する。

## 第 1 章 治験審査委員会

### (目的と適用範囲)

第 1 条 本手順書は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(厚生労働省令第 28 号(平成 9 年 3 月 27 日))及び再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(厚生労働省令第 89 号(平成 26 年 7 月 30 日))並びに GCP 省令に関連する通知等に基づいて、治験審査委員会の運営に関する手続き及び記録の保存方法を定めるものである。

- 2 本手順書は、医薬品及び再生医療等製品(以下「医薬品等という。’)の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請の際に提出すべき資料の収集のために行う治験及び厚生労働省令第 171 号及び厚生労働省令第 90 号及びその関連通知に定める製造販売後臨床試験に対して適用する。
- 3 医薬品等の再審査申請、再評価申請の際提出すべき資料の収集のための製造販売後臨床試験を行う場合には、本手順書において、「治験」とあるのを「製造販売後臨床試験」と読み替える。ただし、製造販売後臨床試験として医薬品医療機器等法、厚生省令等で別途規定されているものについては、読み替えを行わずに当該部分について規則を定める。
- 4 再生医療等製品の治験を行う場合には、本手順書において「治験使用薬」を「治験使用製品」、「被験薬」を「被験製品」、「副作用」を「不具合」と読み替える。

### (治験審査委員会の責務)

第 2 条 治験審査委員会は、すべての被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図ること。

- 2 治験審査委員会は、社会的に弱い立場にある者を被験者とする可能性のある治験には特に注意を払うこと。
- 3 治験審査委員会は、倫理的、科学的及び医学的・薬学的観点から治験の実施及び継続等について審査を行うこと。

### (治験審査委員会の設置及び構成)

第 3 条 治験審査委員会は、病院長が指名する以下の者計 8 名以上をもって構成する。

- 1) 委員長：1 名
- 2) 副委員長：1 名
- 3) 医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する委員：専門委員
- 4) 医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の委員(下記 5)及び 6)の委員を除く)：非専門委員
- 5) 当病院と利害関係を有しない委員：外部委員
- 6) 治験審査委員会の設置者と利害関係を有しない委員：外部委員

- 2 委員長が何らかの事由のため職務が行えない場合には、副委員長がその職務を代行する。

- 3 委員の任期は2年とするが、再任は妨げない。なお、委員長は委員の中から委員全員の合意により選出するものとし、委員長の任期は2年とする。
- 4 病院長は、治験審査委員会に出席することはできるが、委員になること並びに審議及び採決に参加することはできない。

#### (治験審査委員会の業務)

第4条 治験審査委員会は、その責務の遂行のために、審査資料として以下の最新の資料を病院長から入手する。

- 1) 治験実施計画書(治験責任医師と治験依頼者が合意したもの)
- 2) 治験薬(又は治験製品)概要書(製造販売後臨床試験の場合は添付文書)及び治験使用薬(被験薬を除く。)に係る科学的知見を記載した文書
- 3) 症例報告書の見本(治験実施計画書において、症例報告書に記載すべき事項が十分に読み取れる場合は、当該治験実施計画書をもって症例報告書の見本に関する事項を含むものと解してよい。)
- 4) 説明文書、同意文書(治験責任医師が治験依頼者の協力を得て作成したもの。なお、説明文書と同意文書は一体化した文書又は一式の文書とする)
- 5) 被験者の募集手順(広告等)に関する資料(募集する場合)
- 6) 被験者の安全等に係わる文書
- 7) 治験の費用負担について説明した文書(被験者への支払(支払がある場合)に関する資料)
- 8) 被験者の健康被害に対する補償に関する資料
- 9) 治験責任医師の履歴書(書式1)(必要な場合は治験分担医師の履歴書)
- 10) 治験分担医師となるべき者の氏名を記載した文書(治験分担医師・治験協力者リスト(書式2)での代用可)
- 11) 治験の現況の概要に関する資料(継続審査等の場合)
- 12) その他治験審査委員会が必要と認める資料

2 治験審査委員会は、以下の事項について調査審議し、記録を作成する。

- 1) 治験を実施することの倫理的、科学的及び医学的・薬学的観点からの妥当性に関する事項
  - ・ 当院が十分な臨床観察及び試験検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置を採ることができる等、当該治験を適切に実施できること
  - ・ 治験責任医師等が当該治験を実施する上で適格であるか否かを最新の履歴書等により検討すること
  - ・ 治験の目的、計画及び実施が妥当なものであること
  - ・ 共同研究者への対応被験者の同意を得るに際しての説明文書及び同意文書の内容が適切であること

(説明文書、同意文書の記載内容が、被験者に理解しやすく、かつ十分な説明がなされているか、定められた説明事項が適切な表現で記載されているか否かについて審査する。なお、被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図る上で追加の情報が意味のある寄与をすると判断した場合には、説明文書、同意文書に求められる事項以上の情報を被験者に提供するように要求す

る。)

- ・ 被験者の同意を得る方法が適切であること  
(特に被験者の同意取得が困難な場合、非治療的な治験、緊急状況下における救命的治験及び被験者が説明文書等を読めない場合にあつては、厚生省令第 28 号等に示された内容が説明又は遵守されているか否かについて審査する。)
- ・ 被験者への健康被害に対する補償の内容が適切であること
- ・ 必要と認める場合は、病院長に治験依頼者から支払われることが予定されている治験費用に関する資料の提出を求め、予定されている治験費用が適切であることを確認する。
- ・ 被験者に対する支払がある場合には、その内容・方法が適切であること
- ・ 被験者の募集手順(広告等)がある場合には、募集の方法が適切であること

## 2) 治験実施中又は終了時に行う調査審議事項

- ・ 被験者の同意が適切に得られていること
- ・ 以下にあげる治験実施計画書の変更の妥当性を調査審議すること
  - (1) 被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行った治験実施計画書からの逸脱又は変更
  - (2) 被験者に対する危険を増大させるか又は治験の実施に重大な影響を及ぼす治験に関するあらゆる変更
- ・ 治験実施中に当院で発生した重篤な有害事象について検討し、当該治験の継続の可否を調査審議すること
- ・ 被験者の安全又は当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある重大な情報について検討し、当該治験の継続の可否を調査審議すること

注) 重大な情報

- (1) 他施設で発生した重篤で予測できない副作用(又は不具合)
  - (2) 重篤な副作用(又は不具合)又は治験使用薬及び治験使用製品(以下「治験薬等」という。)及び製造販売後医薬品等の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が治験薬(又は治験製品)概要書及び治験使用薬(被験薬を除く)にかかる科学的知見を記載した文書から予測できないもの
  - (3) 死亡又は死亡につながるおそれのある症例のうち、副作用(又は不具合)によるもの又は治験使用薬等及び製造販売後医薬品等の使用による感染症によるもの
  - (4) 副作用(又は不具合)若しくは治験使用薬等及び製造販売後医薬品等の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報
  - (5) 当該治験の対象となる疾患に対し効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告
  - (6) 副作用(又は不具合)若しくは感染症によりがんその他の重大な疾病、障害又は死亡が発生するおそれがあることを示す研究報告
  - (7) 当該被験薬、又は被験製品(以下「被験薬等」という。)と同一成分(構成細胞又は導入遺伝子)を含む製造販売後医薬品等に係る製造販売の中止、回収、廃棄その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施
- ・ 被験者の同意に関連し得る新たな情報が得られた場合に、治験責任医師が改訂した説明文書を審査すること
  - ・ 治験の実施状況の概要に基づき、治験が適切に実施されていること(治験の期間が 1 年を超える場合には少なくとも 1 年に 1 回以上の頻度で審査する)

- ・ 治験の終了、治験の中止又は中断及び開発の中止を確認すること
- 3) その他治験審査委員会が求める事項

- 3 治験審査委員会は、治験責任医師に対して治験審査委員会が治験の実施を承認し、これに基づく病院長の指示及び決定が文書で通知され、契約締結されるまで被験者を治験に参加させないように求める。また、治験審査委員会は、治験責任医師に対して被験者に対する緊急の危険を回避するために必要な場合、又は変更が事務的事項に関するものである場合(治験依頼者の組織・体制の変更、実施医療機関の名称・診療科名の変更、実施医療機関及び治験依頼者の所在地又は電話番号の変更、治験責任医師の職名の変更、モニターの変更等)を除き、治験審査委員会からの承認の文書を得る前に、治験実施計画書からの逸脱又は変更を開始しないように求める。

#### (治験審査委員会の運営)

第5条 治験審査委員会は、原則として月1回(第4週の火曜日)開催する(8月・12月は休会)。ただし、病院長から緊急に意見を求められた場合には、随時委員会を開催することができる。

- 2 治験審査委員会は、実施中の各治験について、被験者に対する危険の程度に応じて、少なくとも1年に1回の頻度で治験が適切に実施されているか否かを継続的に審査する。なお、必要に応じて治験の実施状況について調査し、必要な場合には、病院長に意見を文書で通知する。
- 3 治験審査委員会の開催に当たっては、あらかじめ治験審査委員会事務室から原則として3週間前に文書で委員長及び各委員に通知する。
- 4 治験審査委員会は、以下の要件を満たす会議においてのみ、その意思を決定できる。
  - 1) 少なくとも、3分の2以上の委員が出席していること
  - 2) 第3条第1項4)の委員が少なくとも1名参加をしていること
  - 3) 第3条第1項5)の委員が少なくとも1名参加をしていること
  - 4) 第3条第1項6)の委員が少なくとも1名参加をしていること
  - 5) 開催場所に出席できない場合においては、映像と音声の送受信により双方の意思疎通が可能な手段をとることで、審議に参加したとみなす。なお、その旨を議事録に明記する。
- 5 採決に当たっては、審査に参加した委員のみが採決への参加が許される。
- 6 当該治験の治験依頼者と関係のある委員(治験依頼者の役員又は職員、その他の治験依頼者と密接な関係を有するもの)及び治験責任医師と関係のある委員(病院長、治験責任医師、治験分担医師又は治験協力者)は、その関与する治験について情報を提供することは許されるが、当該治験に関する事項の審査及び採決への参加はできない。
- 7 委員長が特に必要と認める場合には、委員以外の特別の分野の専門家を委員会に出席させて意見を聞くことができる。
- 8 採決は審査に参加した委員の3分の2以上の合意を原則とする。

- 9 意見は以下の各号のいずれかによる。
  - 1) 承認する
  - 2) 修正の上で承認する
  - 3) 却下する
  - 4) 既に承認した事項を取り消す(治験の中止又は中断を含む)
  - 5) 保留する
  
- 10 病院長は、治験審査委員会の審査結果について異議ある場合には、理由書を添えて治験審査委員会に再審査を請求することができる。
  
- 11 治験審査委員会は、審査及び採決に参加した委員名簿(各委員の職業、資格及び職名を含む)に関する記録、会議の記録及びその概要を作成し保存する。
  
- 12 治験審査委員会は、審査終了後速やかに病院長に、治験審査結果通知書(書式 5)により報告する。治験審査結果通知書(書式 5)には、以下の事項を記載する。また、治験の実施又は治験を継続して行うことについて、「修正の上で承認」の決定を下した場合は、原則、次回の治験審査委員会において、当該資料が指示事項に従い修正されたことを確認する。なお、治験審査委員会の決定に対して治験依頼者が異議申し立てを行う場合は、速やかにその手続き等について治験審査委員会事務局と協議する。
  - 1) 審査対象の治験
  - 2) 審査した資料
  - 3) 審査日
  - 4) 参加委員名
  - 5) 治験に関する委員会の決定
  - 6) 決定の理由
  - 7) 修正条件がある場合は、その条件
  - 8) 治験審査委員会の決定に対する異議申し立て手続き
  - 9) 治験審査委員会の名称と所在地
  
- 10) 治験審査委員会が GCP に従って組織され、活動をしている旨を治験審査委員会が自ら保証する旨の陳述
  
- 13 治験審査委員会は、承認済の治験について、治験期間内の軽微な変更の場合には、迅速審査を行うことができる。迅速審査の対象か否かの判断は治験審査委員会委員長が行う。ここで軽微な変更とは、治験の実施に影響を与えない範囲で、被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性がなく、被験者への危険を増大させない変更をいう。具体的には、治験の期間が 1 年を越えない場合の治験契約期間の延長、実施(契約)症例数の追加又は治験分担医師の追加・削除等が該当する。迅速審査は、治験審査委員会委員長が行い、本条第 9 項に従って判定し、第 12 項に従って病院長に報告する。治験審査委員会委員長は、次回の治験審査委員会で迅速審査の内容と判定結果を報告する。なお、治験審査委員会委員長が当該迅速審査の対象となる治験の関係者である場合は、他の委員を指名して代行させる。

## 第2章 治験審査委員会事務局

(治験審査委員会事務局の設置及び業務)

第6条 病院長は、治験審査委員会の運営に関する事務及び支援を行なう者を指名し、治験審査委員会事務局として治験審査委員会事務室を設けるものとする。なお、治験審査委員会事務室は治験事務室を兼ねる。

- 2 治験審査委員会事務室は以下の者で構成する。
  - 1) 治験審査委員会事務室長：病院長が指名するもの
  - 2) 治験審査委員会事務室員：薬剤師と複数の事務員よりなる
- 3 治験審査委員会事務室は、治験審査委員会委員長の指示により、以下の業務を行う。
  - 1) 治験依頼者及び治験責任医師に対する必要書類の交付と治験依頼及び申請手続きの説明
  - 2) 治験申請書類の予備審査に関する業務
  - 3) 治験審査委員会の開催準備
  - 4) 治験審査委員会の審査等の記録(審査及び採決に参加した委員の名簿、会議の記録及びその概要を含む)の作成及び会議の記録の概要の公表  
会議の記録の概要については、治験審査委員会の開催後2ヶ月以内を目処に公表するものとし、公表する際、当該治験依頼者より知的財産権を侵害する内容が含まれていないか事前に確認したい旨の求めがあった場合には、これに応じるとともに、必要に応じてマスキングなどの措置を講じた上で公表する。
  - 5) 治験審査結果報告書(書式5)の作成及び病院長への提出
  - 6) 記録の保存  
治験審査委員会で審査の対象としたあらゆる資料、議事録(Q and Aを含む)、議事概要、治験審査委員会が作成するその他の資料等を保存する
  - 7) その他治験審査委員会に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援

## 第3章 記録の保存

(記録の保存責任者)

第7条 治験審査委員会における記録の保存責任者は治験事務室長とする。

- 2 治験審査委員会において保存する文書は以下のものである。
  - 1) 当業務手順書
  - 2) 委員名簿(各委員の職業、資格及び所属を含む)
  - 3) 調査審議された資料等
  - 4) 治験審査委員会の審査等の記録(審査及び採決に参加した委員の名簿、会議の記録及びその概要を含む)
  - 5) 書簡等の記録
  - 6) その他必要と認めたもの



(記録の保存期間)

- 第 8 条 病院長は、前条第 2 項の文書を、以下の 1) 又は 2) の日のうちいずれか遅い日までの期間保存する。  
なお、製造販売後臨床試験の場合は 3) の日まで保存する。ただし、治験依頼者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について治験依頼者と協議する。
- 1) 当該被験薬等に係わる製造販売承認日（開発の中止若しくは治験の成績が承認申請書に添付されない旨の通知を受けた場合には開発中止が決定された若しくは申請書に添付されない旨の通知を受けた日から 3 年が経過した日、医薬品医療機器等法 23 条の 26 第 1 項の規定により条件及び期限付き承認を受けた場合には、再審査が終了するまで）
  - 2) 治験の中止又は終了後 3 年が経過した日
  - 3) 製造販売後臨床試験（平成 17 年 4 月 1 日以降に実施された試験）の場合は、当該被験薬の再審査又は再評価が終了する日まで  
（なお、平成 17 年 3 月 31 日以前に契約が締結された製造販売後臨床試験については当該被験薬等の再審査又は再評価の終了後 5 年が経過した日）
- 2 治験審査委員会は、病院長を経由して治験依頼者より前項にいう承認取得、開発中止あるいは再審査又は再評価終了の旨の文書(書式 18)を受ける。